

徳山動物園管理運営及び広場ゾーン外整備事業
基本協定書（案）

令和6年11月

山口県周南市

※ 本基本協定書（案）は、市及び設置等予定者の、現時点において想定される実施協定書等の締結に向けた基本的な役割分担等を記載したものであり、設置等予定者が提出した公募設置等計画の内容及び設置等予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正します。

徳山動物園管理運営及び広場ゾーン外整備事業 基本協定書（案）

周南市（以下「甲」という。）と、設置等予定者である●●、●●、●●及び●●（以下個別に又は総称して「乙」という。）は、徳山動物園管理運営及び広場ゾーン外整備事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本公募手続により、乙が本事業における設置等予定者として選定されたことを確認し、甲乙間で本事業に関する事業関連契約を締結することその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「実施協定」とは、本事業の実施に関して、甲乙間で締結される Park-PFI に関する実施協定書をいう。
- (2) 「公募設置等計画」とは、本公募手続に関して乙が令和7年●月●日付で提出した公募設置等計画（別添資料を含む。）及び当該公募設置等計画の説明又は補足として乙が甲に提出し受理されたその他一切の資料をいい、都市公園法第5条の5第1項の認定を受けた場合は、当該認定後のものをいう。
- (3) 「公募設置等指針等」とは、令和6年●月●日付で公表された公募設置等指針（要求水準書その他の別添資料を含む。）及びその他の本公募手続に関して甲が公表し又は乙に開示した資料（当該資料に関する質問への回答を含む。）をいう。
- (4) 「事業関連契約」とは、実施協定、特定公園施設建設・譲渡契約及び指定管理協定を総称していう。
- (5) 「事業期間」とは、公募設置等指針等に記載された本事業の事業期間をいう。
- (6) 「指定管理協定」とは、本事業のうち指定管理業務の実施に関して、甲乙間で締結される指定管理協定書をいう。
- (7) 「設置等予定者」とは、本公募手続において、最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者として選定された応募者をいう。
- (8) 「代表法人」とは、乙を代表する法人として公募設置等計画において定められた構成法人である●●をいう。
- (9) 「特定公園施設建設・譲渡契約」とは、特定公園施設の建設及び譲渡に関して、甲乙

間で締結される特定公園施設に関する建設・譲渡契約書をいう。

- (10) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。その後の改正を含む。）をいう。
- (11) 「本公募手続」とは、本事業に関して甲が実施した設置等予定者の選定にかかる公募手続をいう。

（基本的合意）

第 3 条 甲及び乙は、本公募手続において、乙が本事業における設置等予定者として選定されたことを確認する。

- 2 乙は、公募設置等指針等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、及び公募設置等指針等に記載の条件を遵守の上甲に対し公募設置等計画を提出したものであることを確認し、公募設置等計画に記載の内容を誠実に履行するものとする。

（事業関連契約の締結）

第 4 条 甲及び乙は、事業関連契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、甲乙間で速やかに事業関連契約が締結されるよう最大限の努力をする。

- 2 乙は、事業関連契約の締結に関する甲との協議に当たっては、甲の要望を尊重する。
- 3 甲及び乙は、事業関連契約の締結に当たり公募設置等指針等及び公募設置等計画についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、公募設置等指針等において示された本事業の目的等に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに公募設置等計画の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料及び情報を提出する。
- 4 甲及び乙は、令和 7 年●月頃を目途として事業関連契約を締結する。
- 5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、事業関連契約の本契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本公募手続に関して生じたとき、公募設置等指針等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は公募設置等指針等に定める応募者の資格を欠くに至ったとき（ただし、これに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、甲は事業関連契約を締結しない。

- (1) 本基本協定又は事業関連契約に関し、乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙

等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本協定又は事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の入札手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本協定又は事業契約に関し、乙のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 6 乙は、公募設置等指針等に基づいて本公募手続において甲に提出した書類（公募設置等計画を含むがこれに限定されない。）の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があったと認められるときは、事業関連契約を締結しないことができる。
- 7 甲及び乙は、事業関連契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（準備行為）

- 第5条 乙は、事業関連契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、公募設置等指針等及び公募設置等計画を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する準備行為において、公募設置等計画において公募設置等指針等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、事業関連契約の締結の前後を問わず乙の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について公募設置等指針等を充足するために公募設置等計画の変更その他の必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、前項の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならず、また、当該措置を行う場合には、事前に甲の承諾（公募設置等計画を変更する場合は都市公園法第5条の6第1項の規定による甲の認定を含む。）を得なければならない。

（連帯責任）

- 第6条 乙は、事業関連契約の当事者として、事業関連契約に基づく本業務に関する各業務の履行について連帯して責任を負うものとする。
- 2 乙は、本事業に関する各業務の履行に関して共同企業体協定書その他の契約等を締結する場合には、その内容につきあらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（事業関連契約の不成立）

- 第7条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由（必要な市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、事業関連契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の

準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第8条 前条の規定にかかわらず、本公募手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じたことにより、事業関連契約の締結に至らなかった場合は、乙は連帯して、特定公園施設建設・譲渡契約における特定公園施設の譲渡対価並びにこれにかかる消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 事業関連契約の締結後において、本公募手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が事業関連契約を解除するか否かにかかわらず、乙は連帯して、[特定公園施設建設・譲渡契約における特定公園施設の譲渡対価並びにこれにかかる消費税及び地方消費税]の100分の10に相当する金額(事業関連契約の規定に基づき甲が乙から違約金の支払を受けている場合は、当該受領済みの金額を控除する。)を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、本公募手続に関し、第4条第5項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、乙が支払った違約金(前項の場合については乙が事業関連契約の規定に基づき支払った違約金を含む。)を超過する部分について、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本事業又は本基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本基本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本基本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2 甲及び乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。ただし、当該第三者に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件とする。

3 前項の場合において、本基本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位並びに本基本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本基本協定の変更)

第11条 本基本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

(本基本協定の有効期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、事業関連契約の本契約の締結に至らなかった場合は、事業関連契約の本契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表法人に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条から第10条まで、本条本項及び第13条から第15条までの規定の効力は、有効期間終了後も存続する。

(協議)

第13条 本基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本基本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第14条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第15条 本基本協定に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本基本協定●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年●月●日

甲：

山口県周南市岐山通1番1号

周南市長

印

乙：

代表法人

構成法人

構成法人

構成法人